

2021年1月29日



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

## 「市場連動型」の電力料金プランを契約されている消費者の皆様へ ～電力のスポット市場価格の高騰に伴う注意喚起について～

電力のスポット市場価格の高騰により、市場連動型の料金プランを契約している場合には、皆様の電気料金にも影響が及ぶ可能性があります。御契約の料金プランについては、小売電気事業者から提供された資料等に記載がありますので、よく御確認ください。

経済産業省では、こうした市場連動型の料金プランを提供している小売電気事業者に対し、この度、電気料金負担が激変しないよう柔軟な対応を要請いたしましたので、支払いにお困りの場合には、契約中の小売電気事業者によく御相談ください。電力・ガス取引監視等委員会では相談窓口を設置して、消費者の皆様からの御相談に応じております。

### 1.御自身の契約内容を確認してください

電力のスポット市場価格の高騰により、市場連動型の料金プランを契約している場合には、皆様の電気料金にも影響が及ぶ可能性があります。御契約の料金プラン（料金の算出方法）については、小売電気事業者から提供された資料等に記載がありますので、よく御確認ください。なお、「市場連動型」と記載されていない場合でも、「調整費」等の項目で、市場からの電力の調達費用が料金に反映されるプランもありますので、分かりにくい場合には、契約中の小売電気事業者にお問合せください。

### 2.市場連動型の電力料金プランを契約されている消費者の皆様へ

経済産業省では、市場連動型の料金プランを提供している小売電気事業者に対し、これまで消費者の皆様への適切な情報提供を要請しておりました。この度、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、需要家の皆様の電気料金負担が激変しないよう、柔軟な対応を要請しております。支払いにお困りの場合等には、契約中の小売電気事業者によく御相談ください。

### 3.契約の切替えを予定されている方

電力契約を切り替えるためには、新しく契約をしたい小売電気事業者に電話やインターネットで申込みをすればよく、現在契約中の小売電気事業者に連絡をすることは必須ではありません。

①氏名、②住所、③現在契約中の小売電気事業者が発行している契約者番号、④供給地点特定番号を御準備いただくと円滑に手続きが可能です（③、④は、小売電気事業者から送付された契約書面、振込通知、検針票等に記載されております）。

#### 4.電力・ガス取引監視等委員会における相談窓口

電力・ガス取引監視等委員会では、相談窓口を設置し、御相談に応じております。上記 1～3 の点で小売電気事業者にお問合せや御相談をして、御不明の点があるなどお困りの方は、次の相談窓口にお問合せください。

電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口

E-mail: [dentorii@meti.go.jp](mailto:dentorii@meti.go.jp)

TEL:03-3501-5725

受付時間 9時30分～18時15分

ただし、土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 遠藤

担当者:宮嶋、長窪、佐々木、小玉

電話:03-3501-1552(直通)

03-3501-1568(FAX)